

築地本願寺合同墓（以下「合同墓」という）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての規程並びに国の法令を遵守くださいますようお願いいたします。

一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について

- ① 参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨の出骨はできませんので予めご了承ください。
- ② 年忌法要等に際し、ご家族様のみでの個別の読経をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に本堂受付へお越しく下さい。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会期間中（5月20日～5月21日）・報恩講期間中（11月10日～11月16日）および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしていません。
- ③ 納骨法要をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に1階サービスデスク受付へお越しく下さい。
- ④ 合同墓礼拝堂での供物・供花はできません。
- ⑤ 合同墓礼拝堂の参拝時間は6時～21時30分です。

※その他詳細については築地本願寺コンタクトセンター（0120-792-018）にお問い合わせください。

二、合同墓のお申し込みについて

- ① 管理受託者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」を交付いたします。なお、申込書には下記の事項をご記入いただきます。
 1. 合同墓管理委託者氏名（実印押印が必要）・住所・電話番号・生年月日
 2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の有無
 3. 希望の区画・永代経希望の有無
 4. 連絡先①～②の氏名・住所・電話番号・続柄
 5. 所属寺証明（合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

※刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書（印鑑登録証明書、埋葬許可証、火葬証明書、改葬許可証、全部事項証明書等）記載の通りに、所定の字体で刻銘します。申し込み手続き完了後に刻銘の変更はできません。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出されないと、刻銘は同一の場所に並びません。

- ② 「管理受託証明書」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管してください。また、ご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。
- ③ 合同墓のご利用にあたっては、年間管理費を納めていただくことはありません。
- ④ 永代経を同時に申し込まれた場合の永代経懇志の取り扱いにおいては、築地本願寺合同墓管理規程第5条に準じます。

三、納骨について

- ① 合同墓には粉骨したご遺骨のみをお納めいたします。
- ② 合同墓にはご遺骨以外（遺品・備品等）納めることができません。万が一、ご遺骨と一緒にご遺骨以外が入っていた場合もお返しできません。
- ③ 納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。

イ) 納骨の手続き方法

- (1) 「管理受託証明書」を受付に提示し、「築地本願寺合同墓納骨届（以下「納骨届」という。）」をお受け取りください。
- (2) 「納骨届」（4号様式）には、下記の事項をご記入いただきます。
 - 亡くなられた方の俗名（生前の氏名）
 - 亡くなられた方の法名
 - 亡くなられた方のご命日
 - 合同墓管理委託者の住所・氏名・電話番号
 - 申請者の住所・氏名・電話番号・亡くなられた方（管理委託者）との関係
- (3) 添付書類として、本骨の場合は埋葬許可証、若しくは火葬証明書（または改葬許可証）、分骨の場合は分骨証明書、若しくは収蔵証明書の提出が必要です。
- (4) お預かりしたご遺骨は粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。なお、合同墓地下収蔵室には、関係者以外立ち入りはできません。

ロ) 収骨・分骨について

ご遺骨は一名様分のお申し込みに対して一体分のみお納めいただくことが可能です。分骨の場合にも一名様分のお申し込みが必要となります。

四、合同墓管理受託義務の消滅について

次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅し、納骨することができない場合がございますので、ご注意ください。

- ① 合同墓管理委託者が住所変更・改姓・改名手続きを怠ったことによりご本人確認ができなくなった場合。
- ② 合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先①～②への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合。
※築地本願寺では合同墓収蔵予定者の方がお亡くなりになられた際、確実に合同墓へお納めいただくため、随時登録情報を確認しております。
- ③ 合同墓管理委託者が重大な違反を犯したとき、或いは規程、細則や管理者の指示に従わなかった場合。

五、「管理受託証明書」の再交付について

次のような場合には「管理受託証明書」の再交付の手続きを願います。

- ① 「管理受託証明書」を紛失または汚損した場合。
- ② 「管理受託証明書」の表示内容に変更（例、合同墓管理委託者の改姓・改名など）が生じた場合。

※なお、契約完了後に刻銘の変更はできません。
【手続きに必要なもの（変更・申請内容によって異なります）】

- 管理受託証明書再交付願（2-1号様式）

※実印押印箇所あり

- 「管理受託証明書」（証明書汚損または表示内容変更の場合）
- 印鑑登録証明書（一通）
- その他、管理受託者が提出を求めた書類

※詳細については、築地本願寺コンタクトセンター（0120-792-018）にお問い合わせください。

六、礼拝施設利用について

- ① 浄土真宗本願寺派僧侶が築地本願寺の礼拝施設を利用する際は、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職による申請書を築地本願寺へ提出ください。
- ② 礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を頂戴いたします。
- ③ 礼拝施設利用時間は、30分以内といたします。
- ④ 読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職（または同寺に所属する浄土真宗本願寺派僧侶）にてお願いします。
- ⑤ 礼拝施設における法要儀式は浄土真宗本願寺派で定められた法要儀式をもって執り行うものといたします。

七、その他

資料

一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋） 昭和23・5・31 法48

第一章 総 則

第一条【目的】この法律は、墓地、納骨又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。

第二条

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第四条【墓地外の埋葬、火葬場以外の火葬の禁止】埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。

第八条【許可証の交付】市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付しなければならない。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第一四条【許可証のない埋葬等の禁止】①墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬または焼骨の埋蔵をさせてはならない。

②納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

二. 民法（抜粋） 平成17・4・1

第八九七条 祭祀に関する権利の承継

〈条文〉

第一項 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

第二項 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

築地本願寺合同墓管理規程

(目的)

第1条

この規程は、築地本願寺合同墓（以下「合同墓」という。）の管理について明確な基準を定め、以て合同墓運営の円滑化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条

- ① 合同墓の管理受託者は、築地本願寺宗務長（以下「管理者」という。）とする。
- ② 管理者は、国の法令の定めるところに従い、合同墓管理の直接責任者として合同墓についての業務を行い、必要な図面及び書類を整備し合同墓管理の適正を期さなければならない。

(合同墓管理委託者)

第3条

- ① 合同墓への納骨を管理委託する者（以下「合同墓管理委託者」という。）は、収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。なお、収蔵予定者・区画の変更等は認めないものとする。
 - ② 合同墓管理委託者は、浄土真宗本願寺派の教義を尊重し、申し込み以降からの法要を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する者に限る。
 - ③ 合同墓収蔵予定者が存命の場合、合同墓管理委託者は本人か法定後見人及び任意後見人に限る。
 - ④ 合同墓収蔵予定者が故人の場合、合同墓管理委託者は祭祀承継者及び死後事務受任者に限る。
 - ⑤ 合同墓管理委託者は成人に限る。
 - ⑥ 合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。
 - ⑦ 合同墓の管理者は、合同墓収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、合同墓管理受託を解約することができる。その場合、管理者は合同墓収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。
 - ⑧ 前各号に定めるほか、合同墓の管理者が相当でないと認めたときは、管理委託を許可しないことができるものとする。
- 但し、②・③・④・⑤については合同墓の管理者が特別な事由があると認めたときは上記の限りでない。

(使用の目的)

第4条

合同墓は、遺骨を安置する目的に供する。

(合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志)

第5条

- ① 合同墓管理委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければ

ならない。また、永代経を同時に申し込んだ場合は、永代経懇志を納付しなければならない。

- ② 既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志はいかなる理由であろうとも一切返還しない。
- ③ 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志は、別に定める。
- ④ 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、合同墓管理委託者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。

(合同墓管理委託契約の解除)

第6条

- ① 生前予約者が合同墓の管理委託を取り止めるときは、管理者に届け出る必要がある。
- ② 管理委託を取り止める場合も刻銘は削除されない。

(合同墓管理受託の解約等)

第7条

管理者は、合同墓管理委託者が次のイ)・ロ)の各号のいずれかに該当したときは、合同墓管理受託を解約することが出来るものとし、ハ)に該当したときは合同墓管理者として、以後の納骨を受け付けないものとする。

- イ) 合同墓管理委託者が住所変更並びに改姓・改名の変更手続きを怠ったとき
- ロ) 合同墓管理委託者が第3条の規定に当てはまらないことが判明した場合。
- ハ) 合同墓管理委託者の住所が不明となり、管理委託者・収蔵予定者または連絡先①～②との連絡が5年以上つかない場合。

(規程に定めない事項)

第8条

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度合同墓の管理者が定める。

(合同墓の規程施行細則)

第9条

合同墓管理委託手続きその他必要な事項は、築地本願寺合同墓施行細則に定める。

(合同墓の規定変更)

第10条

築地本願寺合同墓管理規程の内容は、予告せず変更する場合がある。

附 則

この規程は、2017（平成29）年11月8日から施行する。

改正 2020（令和2）年9月29日
2021（令和3）年3月15日
2021（令和3）年12月16日

以 上

築地本願寺合同墓施行細則

(趣旨)

第1条

築地本願寺合同墓管理規程第8条の規定に基づき、合同墓管理についての細則は、以下に定めるところによる。

(管理受託証明書の交付)

第2条

- ① 築地本願寺合同墓管理規程（以下「規程」という。）第3条の規定により、合同墓管理委託を願い出る場合は、築地本願寺合同墓管理委託申込書を提出しなければならない。
- ② 管理者は前項の申込書を受理し規程に適合すると認めたときは、「管理受託証明書」を交付する。
- ③ 前記申込書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から6ヶ月以内）を添付しなければならない。また、居住地が海外の場合は、印鑑登録証明書に代わる公的書類の添付が必要である。
- ④ 浄土真宗本願寺派の所属寺がある場合は、所属寺住職または住職代務者の許可を受けなければならない。

(合同墓管理受託期間)

第3条

- ① 納骨後個別保管32年間、その後合葬
- ② 納骨後個別保管6年間、その後合葬
- ③ 個別保管期間なく合葬

(合同墓管理委託冥加)

第4条

- ① 合同墓管理委託冥加の金額は下記とする。
 - 納骨後個別保管32年間、その後合葬の場合：100万円
 - 納骨後個別保管6年間、その後合葬の場合：50万円
 - 個別保管期間なく合葬の場合：30万円
- ② 合同墓管理委託冥加は、分納することができない。

(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)

第5条

- ① 遺骨は築地本願寺で納骨手続き後、粉骨したうえで納骨する。いかなる場合でも返還しない。
- ② 納骨後の遺骨は個別保管期間、合葬後ともに返還することはできない。

(管理委託契約の解約)

第6条

- ① 合同墓管理委託者が合同墓の管理委託を取り止めるときは、管理者に合同墓管理委託解約届（3号様式）を提出することとする。
- ② 既納の合同墓管理委託冥加金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。

(合同墓管理受託証明書の再交付)

第7条

- ① 「管理受託証明書」を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願い出なければならない。
- ② 合同墓管理委託者は改姓・改名等の変更があった場合は、顧客情報変更届（KH様式）に公的書類を添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。

(利用場所の制限及び費用負担)

第8条

管理者は、合同墓における管理委託をした者に対して、その利用区分について一定の条件をつけることができる。

(利用上の制限)

第9条

合同墓の個別保管区画は、利用する者一人につき一区画とする。利用の区画は、管理者が選定する。

(礼拝施設の利用)

第10条

- ① 礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとする。
- ② 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。
- ③ 礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に申し込むことにより、浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用することができる。利用時間は30分を限度とする。なお、利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。
- ④ 前項の利用にあたっては、施設利用懇志を納付するものとする。基準については別に定める。

(勤行について)

第11条

- ① 法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し申し込むものとする。
- ② 本堂、礼拝施設にて法要を修行する。

(委託管理)

第12条

- ① 合同墓の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、合同墓の管理者は専門業者に委託することができる。
- ② 専門業者に管理を委託する場合は、合同墓管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。

(合同墓の細則変更)

第13条

築地本願寺合同墓施行細則の内容は、予告せず変更する場合がある。

附 則

この細則は、2017（平成29）年11月8日から施行する。

改正 2020（令和2）年9月29日
2021（令和3）年3月15日
2021（令和3）年12月16日

以 上